

平成30年度 大仙市住宅リフォーム支援事業

注意点

- ◎申請の受付開始は平成30年4月2日です。実績報告書の提出期限は平成31年3月20日です。
- ◎補助金の対象経費が税抜工事費となります（最終的な補助対象額は、領収書に記載された額から消費税等を除いた額）。

環境対策等工事に対し

全体工事費の

10%

上限

20万円

子育て世帯の場合

（18歳以下の3子以上がいて、かつ3子以上と同居している親子世帯が改修する場合）

15% 30万円

克雪対策工事、耐震化工事に対し

対象工事費の

15%

上限

30万円

対象条件

1. 大仙市の住民基本台帳に登録されている方で市内に住んでいる方、または移住を予定している方
2. 大仙市内で対象者が現在住んでいる住宅（賃貸借住宅の場合は対象者が住んでいる専有部分）
3. 店舗、事務所など併用住宅の住居部分（物置、農作業小屋、車庫は除く）
4. 対象者及び同居する家族が市税を滞納していないこと
5. 大仙市内に事業所を置く法人又は市内に住んでいる個人が請負う工事
6. 申請時に工事に着手していないこと。

※過去にこの補助金を受けている方も上限額までは再申請ができます。環境と克雪等の併用申請もできますが、上限額は30万円となります。なお、同一種別の同一年度内の申請は1回限りです。

種別

環境対策等工事

対象工事

1. 全体の工事費（税抜き）が20万円以上の工事
2. 次に掲げる工事費が全体の工事費の2分の1以上の工事

①「環境対策工事」

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽に接続する工事及び接続に伴うトイレ、風呂場、流しなどの改修工事

②「省エネルギー対策工事」

床、壁、窓、屋根等を断熱化及び遮熱化する工事
太陽光発電設備、省エネ型給湯器の設置など

③「バリアフリー化工事」

居室、トイレ、浴室等の段差解消工事
及び便器の洋式化、手すり設置工事など

※①～③のいずれかの工事と同時に住宅火災用警報器設置については、補助対象とする。

補助金額

- ◎全体の工事費（税抜き）の10%で上限額20万円
- ◎18歳以下の3人以上の子がいて、かつ3人以上と同居している親子世帯が行う工事の場合は、全体工事費（税抜き）の15%で上限額30万円

※補助金の額が20万円に満たない場合、1円未満切捨

注意事項

- ・市から他の補助金の交付を受ける場合、その補助金を受ける工事部分は本事業の対象外となります。（ただし、耐震化工事の内容が大仙市木造住宅耐震改修補助金要綱に該当する場合は併用して補助を受けることが可能です。）
- ・工事内容、施工箇所によっては対象外となる工事がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

種別

克雪対策工事

対象工事

次に掲げる対象工事費（税抜き）が5万円以上の工事

◎屋根の落雪防止器具や融雪装置設置等のほか、住宅敷地内の消雪・融雪敷設工事など、雪害を予防し雪に強い住宅を促進するための工事

種別

耐震化工事

対象工事

次に掲げる対象工事費（税抜き）が5万円以上の工事

◎平成12年5月31日以前に建築された木造住宅を改修する工事（部分改修、耐震シェルターの導入を含む。）を用いて、地震に強い住宅に改修する工事

◎工事に伴い、耐震診断、実施設計、設計監理、工事監理を伴う場合は、全て対象になります。

補助金額

- 対象工事費（税抜き）の15%で上限額30万円
- ※補助金の額が30万円に満たない場合、1円未満切捨

お問い合わせ先

大仙市建設部建築住宅課

大仙市役所大曲南庁舎2階

大仙市大曲日の出町2丁目8-4

TEL: 0187-66-4909

補助金申請

<必要書類>

- ・大仙市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・大仙市住宅リフォーム支援事業工事費内訳書（様式第2号）
- ・施工業者の作成した工事見積書（省エネ機器等は品番等を記載すること）
- ・住宅の位置図（住宅の所在地がわかるもの）
- ・工事施工箇所の写真（施工前のもの）
- ・完納証明書（全員分）
- ・住民票謄本（世帯全員が記載されたもの）
- ・カタログの写し（屋根葺材、外壁材、省エネ機器、遮熱塗料、耐震金具など）

着工

大仙市住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）が届いてから着工してください。
隠ぺい部（工事完成後見えなくなる部分）の写真を撮ってください。

変更申請

<必要書類>

- ・大仙市住宅リフォーム支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）
- ・大仙市住宅リフォーム支援事業工事費変更内訳書（様式第2-1号）
- ・施工業者の作成した見積書（変更部分がわかるもの）
- ・工事施工箇所の写真（変更部分の施工前のもの）

実績報告

<必要書類>

- ・大仙市住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書（様式第7号）
- ・工事実績内訳書（様式任意、工事内容に変更がない場合は様式第2号で可）
- ・施工箇所の写真（施工後及び隠ぺい部の施工中のもの）
- ・工事代金の領収書及び当該領収書の写し

検査

必要に応じて、市職員が施工箇所の確認に伺います。
検査日程は電話連絡します。

補助金請求

大仙市住宅リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）を郵送します。請求書に、住所、氏名、振込先をご記入の上、建築住宅課又は各支所農林建設課までご提出ください。
※請求書を受理してから1ヶ月程度で入金されます。
入金が確認できない場合は建築住宅課までお問い合わせください。

※各書類の提出は大曲地域：建築住宅課、大曲以外の地域：各地域の支所農林建設課までお願いします。

申請書類の様式について

各種様式は建築住宅課及び各支所農林建設課で配布しています。

また、大仙市ホームページからダウンロードすることも可能です。

- ・大仙市ホームページ（URL <http://www.city.daisen.akita.jp>）

大仙市>業務（組織）案内>建築住宅課>住宅リフォーム支援事業について